

知的障がい・発達障がいのある方のために生まれた総合保険

ぜんちの あんしん保険

平成24年料率改訂

少額短期健康総合保険(無告知型)2012年創設

ともに助け、ともに生きる。

ぜんちのあんしん保険 **3**つの特長

- 1 病気やケガによる一泊二日以上の入院を初日から保障。
- 2 個人賠償責任補償は、原則としてお支払い回数に制限はありません。(一年間のお支払い限度額は1,000万円)
- 3 被害事故に遭われた際、相談から解決までサポートする権利擁護費用補償。



ごあいさつ

平成12年7月、私たちは知的障がいのある方々の豊かな生活と日々の安心のために「全国知的障害者共済会(全知共済)」を設立し、入院の保障や個人賠償責任に対する補償を備えた「新せいめい賠償共済」を提供いたしました。以来、十余年に渡り私たちは全国で数多くの方に安心をお届けしております。

平成18年の保険業法の改正に伴い、それまで任意の団体であった「全国知的障害者共済会」から少額短期保険業者である「ぜんち共済株式会社」に組織変更し、「ぜんちのあんしん保険」の提供を開始いたしました。

株式会社となった今でも、知的障がいや発達障がいのある方に安心をお届けする姿勢は変わることはありません。

私たちは、知的障がい・発達障がいのある方とご家族に幸せな毎日が訪れるために、保険商品の提供をはじめ、さまざまなサポートを提供したいと考えております。

私たち「ぜんち共済株式会社」の活動をご理解いただければ幸いと存じます。

ぜんち共済株式会社
代表取締役社長 榎本重秋

沿革

- 平成12年 7月 | 知的障がいのある方の福利厚生制度を提供する「全国知的障害者共済会」発足
- 平成12年 10月 | 「新せいめい賠償共済」販売開始
- 平成14年 8月 | 協賛団体が20団体を超える
- 平成15年 5月 | 契約者が1万人を超える
- 平成15年 7月 | 65歳～74歳向けプラン「シルバープラン」販売開始
- 平成16年 11月 | 協賛団体が30団体に
- 平成17年 4月 | てんかん入院見舞金制度の導入
- 平成17年 6月 | 年間支払共済金が1億5千万円を突破
- 平成17年 7月 | 契約数が1万5千件を超える
- 平成18年 11月 | 改正保険業法への対応のため、少額短期保険準備会社として「ぜんち共済株式会社」を設立
- 平成19年 9月 | 契約数が2万件を超える
- 平成20年 2月 | 関東財務局より、少額短期保険業者として登録を受ける一関東財務局(少額短期保険)14号一
- 平成20年 4月 | 「ぜんちのあんしん保険」販売開始
- 平成24年 8月 | 契約者が3万4千人を超える

顧問弁護士

●佐藤彰一 ●村田雅夫 ●関哉直人 ●藤原家康



「ぜんちのあんしん保険」主な特長

ご加入の手続きは、とてもカンタンです。

ご加入の手続きは、申込書に必要事項をご記入いただき保険会社に郵送していただくだけ。ご加入に際して煩わしい健康診断や、医師の診査は必要ありません。

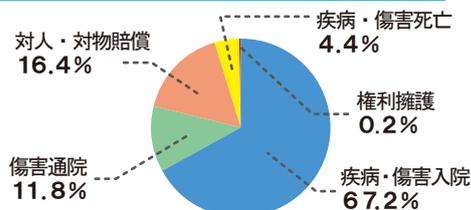
医師の診査

健康診断

一泊二日の入院を初日から保障します。

病気・ケガにより一泊二日以上入院された場合、初日から保障します。

当社の保険金支払いの中で最も多いのが病気の入院。この保険の最大の特徴は、付添看護費用や差額ベッドの使用の有無にかかわらず、「入院」という事実をもって保険金をお支払することです。また、一泊二日以上入院を初日から保障するため、短期の入院でもしっかり保障されます。



平成22年4月1日から平成24年3月31日までの当社保険金請求件数構成比

個人賠償責任補償は、原則として支払回数に制限なし。

知的障がいのある方の賠償事故は、一回の金額の大きさより、支払回数の制限の有無が重要なポイントになります。

知的障がいのある方の賠償事故はとても特徴的な点があります。一回の事故の金額はそれほど多額にはならないのですが、同じ方が同じような事故を何度も起こしてしまうのです。ぜんちのあんしん保険はこの点に着目し、個人賠償責任補償に原則として支払回数の制限を持たないようにしています。（一事故および、年間の保険金支払額は1,000万円を上限とします。）

被害事故には、頼もしい権利擁護費用補償

あまり考えられていない「他人からのリスク」。「障がいがある」ということで虐待を受けたりトラブルに遭った場合に、相談だけではなく解決までしっかりサポートします。

多くの方は入院の保障と同時に「他人へのリスク」として個人賠償責任補償に目を向けがちですが、意外に多いのが「他人からのリスク」。ぜんちのあんしん保険は虐待や消費者被害など、トラブルに巻き込まれたときの補償を備えました。万が一の際には、知的障がいに理解のある弁護士が相談だけではなく、解決までしっかりサポートします。

保険料は年齢・性別にかかわらず一定です。

保険料は、年齢・性別にかかわらず一定。しかも、手軽な保険料で充実した保障を受けることができます。

ご契約いただいた皆さまからも、たくさんの声が寄せられています。

ものすごく全てにスピーディーでしかも一番嬉しかったのは優しい親切な接し方でした。心から感謝しています。ありがとうございました。

安い保険料で必要な保障があり、障がい者にありがたい保険です。

同じような事故が続いて2度起こったときも、親切に対応していただきました。

他の保険は4～5日入院では給付されませんが、ぜんちは1日からでも出していただけます。入院となればそれなりに必要な経費があるので助かります。

利用者のみなさんの障害の特性に応じたの対応にとっても感謝しております。保護者の皆さんからも感謝の言葉をお聞きしているので、かわりにお伝えしてきたいと思います。ありがとうございました。



ご加入いただけるプランは3つ。 必要に応じてお選びください。

保障内容

保険期間：一年間・一年毎の更新

重症心身障がいの方(重度の知的障がいと重度の肢体不自由の重複障がいの方)は、A-1プランでのご加入となります。あらかじめご了承ください。

プランコード		A-1プラン (一般疾病30日型)	B-1プラン (一般疾病60日型)	C-1プラン (一般疾病60日型)	
ご加入いただける被保険者の年齢		満5歳～満74歳	満5歳～満64歳	満5歳～満64歳	
万 一 の し き	病気やケガで死亡されたとき (死亡保険金)	10万円	50万円	150万円	
	ケガで特定重度障害状態になられたとき (特定重度障害保険金) <small>事故の日から180日以内に所定の特定重度障害状態*になられたとき。</small>	10万円	50万円	150万円	
病 気 ・ ケ ガ の と き	病気やケガで 入院されたとき <small>一泊二日以上の入院をされたとき 一日目から保障します。</small>	てんかん以外の 病気・ケガで入院 (入院保険金) <small>一日につき 8,000円 (一回の入院につき 30日限度)</small>	てんかん以外の 病気・ケガで入院 (入院保険金) <small>一日につき 9,000円 (一回の入院につき 60日限度)</small>	てんかん以外の 病気・ケガで入院 (入院保険金) <small>一日につき 10,000円 (一回の入院につき 60日限度)</small>	
		てんかんの入院 (てんかん入院保険金) <small>責任開始日から31日目を以降に入院を開始した 場合にお支払いします。</small>	てんかんの入院 (てんかん入院保険金) <small>一日につき 4,000円 (一回の入院につき 30日限度)</small>	てんかんの入院 (てんかん入院保険金) <small>一日につき 4,500円 (一回の入院につき 30日限度)</small>	てんかんの入院 (てんかん入院保険金) <small>一日につき 5,000円 (一回の入院につき 30日限度)</small>
		入院一時金 <small>一泊二日以上入院されたとき、入院保険金の 免責事由に該当する場合でも一時金をお 支払いします。ただし、責任開始日以前から 入院されている場合は、お支払いの対象と なりません。</small>	入院一時金 <small>10,000円</small>	入院一時金 <small>10,000円</small>	入院一時金 <small>10,000円</small>
	病気やケガで手術を受けられたとき (手術保険金) <small>公的医療保険対象の手術*を受けられたとき。</small>		30,000円	30,000円	
	ケガで通院されたとき (傷害通院保険金) <small>ケガの治療のために、事故の日から180日以内に通院されたとき。なお、 疾病を直接の原因としたケガ(例：てんかんによる転倒)はお支払いの 対象となりません。</small>	ケガで通院されたとき (傷害通院保険金) <small>一日につき 1,000円 (一回の通院につき30日限度)</small>	ケガで通院されたとき (傷害通院保険金) <small>一日につき 1,500円 (一回の通院につき60日限度)</small>	ケガで通院されたとき (傷害通院保険金) <small>一日につき 2,000円 (一回の通院につき60日限度)</small>	
	ト ラ フ ル の と き	法律相談費用 <small>所定の被害事故*に関して弁護士に法律相 談をしたとき。</small>	5万円 までの実費	5万円 までの実費	5万円 までの実費
権利擁護費用 保険金 <small>日本国内で所定の被害事故*が 生じた場合の弁護士費用を補償</small>		弁護士委任費用 <small>所定の被害事故*に関して弁護士に委任し たとき。</small>	100万円 までの実費	100万円 までの実費	100万円 までの実費
		接見費用 <small>所定の被害事故*に関して弁護士に接見を 依頼したとき。</small>	1万円 までの実費	1万円 までの実費	1万円 までの実費
個人賠償責任保険金 <small>日本国内での日常生活中に、あやまって他人のものを壊したり、他人にケガを させた場合の法律上の賠償責任を補償します。自己負担金はありません。 なお、疾病を直接の原因とした事故(例：てんかんによる転倒)はお支払いの 対象となりません。</small>	1,000万円 までの実費	1,000万円 までの実費	1,000万円 までの実費		
一年間にお支払いいただく保険料		17,000円	27,000円	37,000円	

*「所定の特定重度障害状態」、「公的医療保険対象の手術」、「所定の被害事故」についての詳細は約款をごらんください。

ご注意!
必ずお読み
ください。

- 下記の場合には、保険金のお支払い対象とはなりません。
 - ・ 責任開始日以前に発病していた疾病、または責任開始日以前に受傷したケガが原因で入院した場合。
 - ・ 入院の原因となった疾病またはケガが、責任開始日以前に発病または受傷していたものと、医学的な因果関係にある場合。
 - ・ 精神疾患(例：統合失調症、うつ病、適応障害など)により入院した場合。
 - ・ 契約前から入院中である場合、または契約前に入院治療の予定が決まっている場合。
- 一保険期間内(一年間)にお支払いできる、下記の保険金の合計額は80万円までとなります。
 - ・ 入院保険金、てんかん入院保険金、手術保険金、入院一時金、通院保険金
- 一保険期間内(一年間)にお支払いできる、すべての保険金の合計額は1,000万円までとなります。
詳しくは、「ご契約に際しての重要事項」「約款」をご覧ください。



ぜんちのあんしん保険は、こんな時お役に立ちます。

保険金支払い例

病気による入院の場合

- 誤嚥による^{ごえん}喀血で^{かっけつ}25日入院 ⇒ **26万円**
(入院一時金・入院保険金)
※C-1プランの場合
- 虫歯の抜歯のため、全身麻酔の治療により2日間入院。 ⇒ **3万円**
(入院一時金・入院保険金)
※C-1プランの場合

ここがポイントです。
虫歯の治療にも一泊二日の入院が必要など、知的障がいのある方の入院は特有のケースがあり、入院初日からの保障が大切です。ぜんちのあんしん保険は初日から対応しますので、安心です。

ケガで通院した場合

- 駅に向かう途中でつまづいて転倒。10日間通院 ⇒ **1万円**
(傷害通院保険金)
※A-1プランの場合
- 家の階段で段差を踏み外し捻挫。8日間通院 ⇒ **8,000円**
(傷害通院保険金)
※A-1プランの場合

ここがポイントです。
事故は時と場所を選びません。ちょっとした捻挫など、入院には至らないケガの場合でも通院治療の日数が多くなれば、経済的な負担も大きくなります。

他人のモノを壊した場合

- 利用施設の職員のメガネを破損 ⇒ **約2万円**
(個人賠償責任保険金)
- 通所の途上、駐車中の自動車に自転車でぶつかりフロントガラスを破損 ⇒ **約20万円**
(個人賠償責任保険金)

ここがポイントです。
小さな損害が頻発することが賠償事故の特徴。保険期間中の支払い回数による制限などがあると、損害額が100%でん補されないことも。ぜんちのあんしん保険は、保険期間中の支払い回数制限は設けていません。
※保険期間中の保険金支払限度額は、全保険金額合計で1,000万円以内となります。

地域で被害に遭った場合

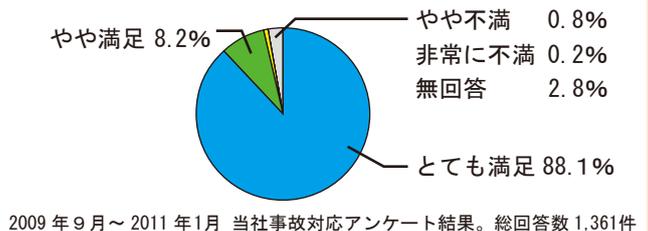
- 地域で性的被害に遭われた方の事件対応を弁護士に依頼 ⇒ **約56万円**
(権利擁護費用保険金)
- 高額な羽毛布団を買わされ、その返金請求に弁護士を依頼 ⇒ **約21万円**
(権利擁護費用保険金)

ここがポイントです。
これからますます心配になる、虐待を始めとした被害事故。「ぜんちのあんしん保険」では弁護士ネットワークを通じて専門家をご紹介します、被害事故の「相談」から「解決」に係る弁護士費用をお支払いいたします。

高い顧客満足度は信頼の証し

お客様の満足度は96.3%。高品質な安心をお届けしています。

保険金をお支払いした方に回答いただいているアンケート。平成21年9月から実施しているアンケートでは、96.3%の方に「とても満足・やや満足」とお答えいただきました。平成12年に設立された全国知的障害者共済会から数えて10年以上に渡る経験が、ご契約いただいた皆さまに安心のサービスをご提供いたします。



2009年9月～2011年1月 当社事故対応アンケート結果。総回答数1,361件

より多くの支払い事例やより詳しいQ&Aは当社ホームページにて、ぜひご確認ください。

ぜんち共済株式会社



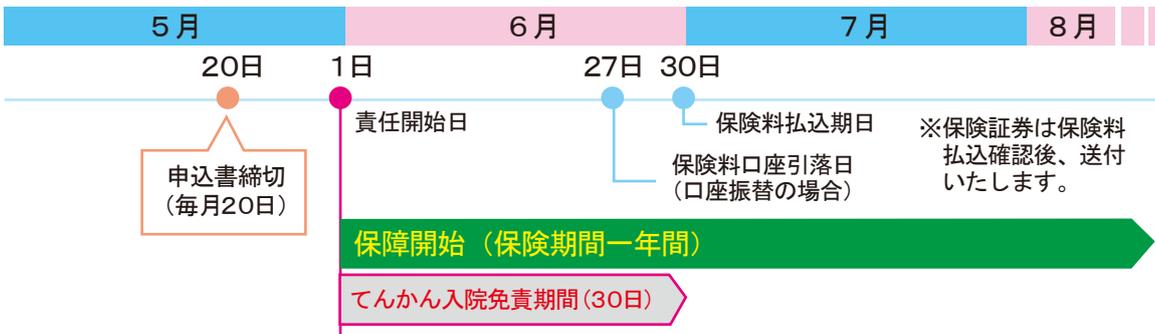
お申込から保障の開始について

お申込手順

「**ぜんちのあんしん保険**」は毎月20日がお申込の締切日。
毎月いつでもご加入いただけます。

毎月20日までに当社に申込書が届き、当社が当月末日までに保険契約のお引受けを承諾した場合に翌月1日から保障(責任)が開始されます。ただし、新規ご加入の場合には、責任開始日から30日の間に開始された「てんかんによる入院」は免責となり、保険金のお支払いはできません。

●お申込から保障開始までのスケジュール例



ご注意ください

保険契約申込書を送付いただいても、保険料の払込が無い場合、契約は無効となり、保険金のお支払いはできません。

「**ぜんちのあんしん保険**」にご加入いただける方は下記の通り。
療育手帳などの交付の有無は問いません。

■ご加入いただけるご年齢：満5歳～満74歳[※]まで。 ※プランにより異なります。

■ご加入いただける方

- 知的障がいのある方とご家族、ご親族。
- 発達障がい(自閉症、アスペルガー症候群、AD/HDなど)のある方とご家族、ご親族。
- ダウン症の方とご家族、ご親族。
- 当社が認める団体、施設、企業に所属している役職員の方とご家族。
- てんかんのある方とご家族、ご親族。
- その他、当社が特にご加入を認めた方。

お申込手続きは、申込書に必要事項を記入して返送いただくだけです。
ご加入の際、健康告知や医師の診査は必要ありません。

1 読む パンフレットおよび別紙の「ご契約に際しての重要事項」をお読みにになり、保障内容等を充分ご確認ください。

2 書く ご加入いただくプランをお選びください。保障額および入院限度日数などの違いにより3つのプランがあります。

注 プラン選択時のご注意 重症心身障がいの方(重度の知的障がいと重度の肢体不自由の重複障がいの方)は、A-1プランでのご加入となります。あらかじめご了承ください。

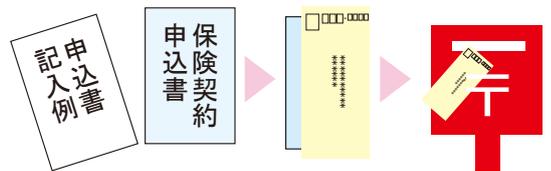
別紙の「保険契約申込書」に必要事項をご記入ください。記入例を参考に、黒のペンまたはボールペンで正確にご記入いただき、印鑑も忘れずにご捺印ください。

3 送る 「保険契約申込書」と「記入例」を切り離し、同封の返信用封筒でご返送ください。

毎月20日当社到着が締切となり、翌月1日から保障(責任)が開始されます。

●保険料の払い込みについて

口座振替の場合：保障(責任)を開始した月の27日(休日の場合は翌営業日)に指定の金融機関口座から引き落としとなります。
金融機関・コンビニエンスストア払いの場合：保障(責任)を開始した月の末日までに払い込んでください。

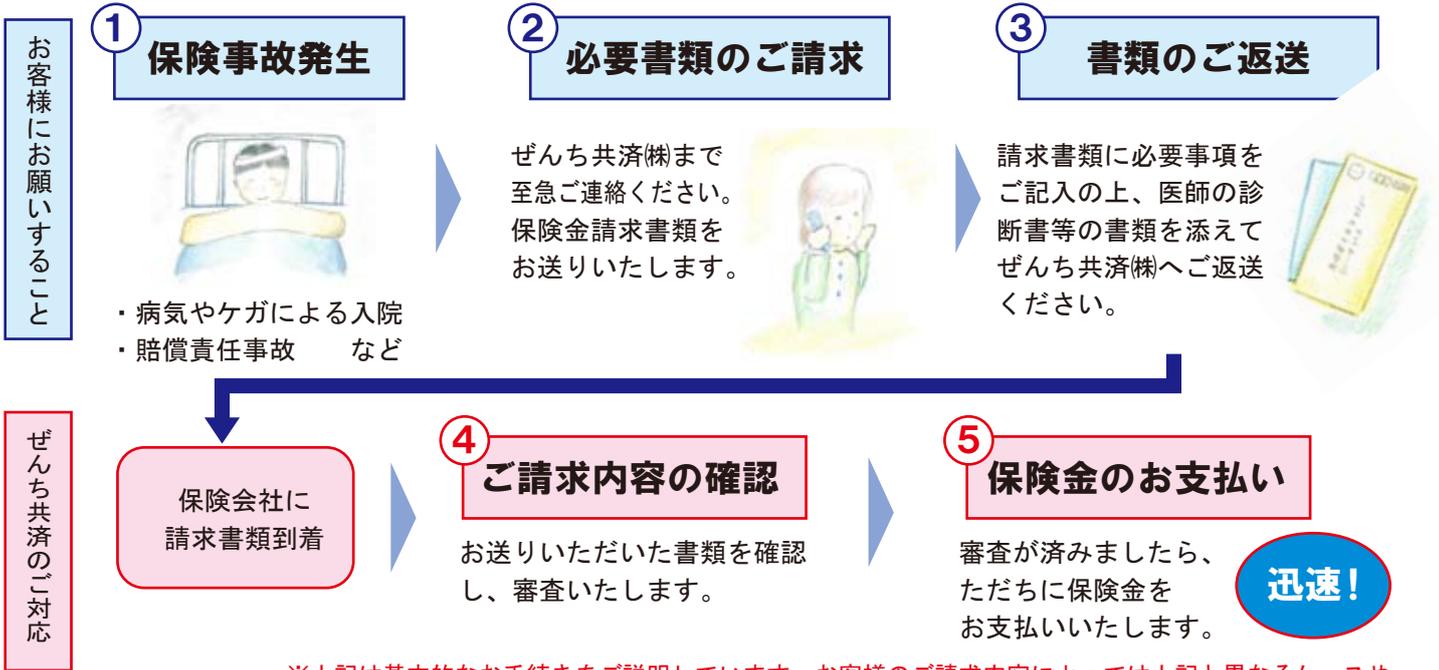




もしも入院したり、事故がおこったら

保険金請求手続

保険金のご請求は、全国どこからでも下記フリーコールにてご対応いたします。



※上記は基本的なお手続きをご説明しています。お客様のご請求内容によっては上記と異なるケースや、当社から別途お願いする内容がございます。あらかじめご了承ください。



お客様のご質問にお答えします。

Q & A

「ぜんちのあんしん保険」は病気やケガの入院や個人賠償に備えるための保険。ここに、これまで皆さまから寄せられたご質問のうち主なものを一覧にしました。保険選びのご参考にさせていただければと思います。

Q 本人に持病がありますが、この保険には加入できますか？

A ご加入いただくことは可能です。しかし、持病やその持病と因果関係のある病気により入院された場合には保障の対象となりませんので、ご注意ください。

Q 施設や団体に所属していなければ加入することはできませんか？

A ぜんちのあんしん保険は個人でご契約いただくものですので、施設や団体に所属していなくてもご加入いただくことができます。

Q どんな病気も保障されるわけではないんですか？

A ぜんちのあんしん保険は①ご契約前からの病気 ②精神疾患に係る病気については、保障の対象となりません。あらかじめご了承ください。

Q 本人に重複障がいがあります。この保険に加入できますか？

A 知的障がいのある方であれば、重複していてもご加入いただけます。ただし、重度の重複障がいの場合には、ご加入いただけるプランが限定されていることをご了承ください。

Q 付添看護の費用や差額ベッド代は保障されないの？

A この保険では、「入院」という事実をもって保険金をお支払いしますので、付添看護費用等の保障はありません。

Q 他の保険に加入していますが、この保険にも加入できますか？

A 大丈夫です。他の保険に加入していても、死亡保障、入院に関する保障は定額でお支払いいたします。個人賠償責任保険は、保険会社間で負担割合を決めてお支払いいたします。

お問い合わせ
保険金請求のご連絡は



0120-322-150

受付時間 9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)

保険商品の内容について

- 診査：ご契約に際して医師の診査や告知は必要ありません。
- 被保険者の年齢：満5歳～満74歳（最高年齢はご加入いただくプランにより異なります。）
- 保険料払込方法：年払い
- 保険金支払事由：

■ 保障（責任）の開始

毎月20日までに申込書を受領し、当社がその申込みを承諾した場合に、翌月1日から保障（責任）を開始します。この場合、保険料の払い込みを頂いた後に保険金のお支払いをします。保障（責任）開始より前に保険料が払い込まれた場合には、その翌日から保障（責任）を負います。

保険金の種類	お支払い事由	お支払いできない主な場合
死亡保険金	1. 責任開始日以後に発病した病気が原因で保険期間中に死亡されたとき 2. 責任開始日以後に生じた不慮の事故によるケガで、保険期間中に死亡されたとき	(1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 (2) 自殺、犯罪行為、死刑の執行 (3) 地震、噴火または津波 他
特定重度障害保険金	責任開始日以後に生じた不慮の事故によるケガで、その直接の結果として、保険期間中であつ事故の日より180日以内に所定の特定重度障害状態 ^{※1} になられたとき	(1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 (2) 犯罪行為 (3) 無免許運転、酒気帯び運転での事故 (4) 精神障害、アルコール依存、薬物依存 (5) 地震、噴火または津波 他
入院保険金	次の各号いずれかに該当し、保険期間中にその治療を目的に、一泊二日以上入院をしたとき 1. 責任開始日以後に発病した病気 2. 責任開始日以後に生じた不慮の事故によるケガ 3. 責任開始日以後の「てんかん」、および「てんかん」に起因するケガ（ただし、責任開始日から31日目以降に入院を開始したときにお支払いいたします。）	(1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 (2) 犯罪行為 (3) 無免許運転、酒気帯び運転での事故 (4) 精神障害 ^{※1} 、アルコール依存、薬物依存 (5) 先天異常 ^{※2} またはこれに伴う病気 (6) 正常分娩、正常妊娠 (7) むちうち症、腰痛、背痛で他覚症状のないもの (8) 地震、噴火または津波 他 ※1. 「知的障害（精神遅滞）」および「心理的発達の障害」は保障の対象となります ※2. 「ダウン症候群」は保障の対象となります
入院一時金	病気やケガで一泊二日以上入院をし、保険金請求をされたとき（責任開始日以前の傷病、免責事由に該当してもお支払いいたします。）	(1) 責任開始以前から入院されている場合 (2) 保険契約者または被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 無免許運転、酒気帯び運転での事故 (5) 正常分娩、正常妊娠 (6) 地震、噴火または津波 他
手術保険金	病気やケガで入院期間中に公的医療保険制度 ^{※2} によって保険給付の対象となる診療報酬点数表により手術料の算定される手術を受けられたとき	入院保険金と同じ
傷害通院保険金	責任開始日以後に生じた不慮の事故によってケガをして、その治療のために、保険期間中であつ事故の日より180日以内に通院を開始されたとき	(1) 特定重度障害保険金と同じ (2) むちうち症、腰痛、背痛で他覚症状のないもの
権利擁護費用保険金	被害事故 ^{※3} が保険期間中に日本国内で生じた場合の法律相談費用、弁護士費用、接見費用	(1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意（「身体の拘束」を除く） (2) 自殺、闘争行為、刑の執行 (3) 労働災害事故 他
個人賠償責任保険金	保険期間中に日本国内で日常生活において他人に対して法律上の賠償責任を負った時	(1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 (2) 保険契約者、被保険者の指図による暴行または殴打 (3) 職務遂行に直接起因する損害賠償 (4) 配偶者、父母、子、生計を一にする同居の親族に対する損害賠償 (5) 他人からの預かり物、借りている物に対する損害賠償 (6) 自動車の所有、使用、管理に起因する損害賠償 他

※1「所定の特定重度障害状態」の詳細は約款別表(1)をご覧ください。 ※2「公的医療保険制度」の定義は約款をご覧ください。 ※3「被害事故」は次の通りです。定義の詳細は約款別表(3)をご覧ください。①「身体の傷害または疾病」 ②「財物の毀損」 ③「虐待」 ④「消費者被害」 ⑤「身体拘束」

- 配当について：この保険には満期保険金、配当金はありません。
- 少額短期保険募集人について：当社の担当者（少額短期保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 苦情等に関する「少額短期ほけん相談室」について：当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する（指定紛争機関）「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は下記のとおりです。
ご連絡先 〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀STビル2階 受付時間 9:00～12:00 13:00～17:00
TEL 0120-82-1144 FAX 03-3297-0755 受付日 月曜日から金曜日（祝日および年末年始を除く）

ご契約の際には「契約概要～ご契約の概要について～」「注意喚起情報～ご契約の際にご注意いただきたい事柄～」を必ずご覧ください。

「契約概要」「注意喚起情報」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。お申込みの前にならざるお読みいただき、内容をご確認、ご了承のうえ、大切に保管してください。

「約款」記載事項の例（「約款」は保険契約お引き受けの承諾通知書とともにお送りいたしますが、お申し出いただければ事前にお送りいたします。）

- 保険金のお支払いについて ● 保険金のお支払いができない場合について ● 保険金の請求・お支払い手続きについて ● 保険契約の内容の変更等について

引受保険会社

 **ぜんち共済株式会社**

関東財務局長（少額短期保険）第14号

〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目5番8号 岩本町シティプラザビル5F

TEL : 03-5835-2571 FAX : 03-5835-2572

フリーコール 0120-322-150

ホームページ <http://www.z-kyosai.com>

取扱代理店